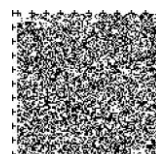


第 3 部

第 5 期杉戸町障がい福祉計画・
第 1 期杉戸町障がい児福祉計画



第1章 成果目標(数値目標)の設定

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の策定に当たり、国の基本指針では、主に平成32年度を目標年度として、「成果目標(数値目標)」を設定することになっています。

本町においても、次のとおり成果目標を設定し、施策を推進していきます。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ・平成28年度末時点における施設入所者の9%以上が平成32年度末までに地域生活に移行する。
- ・平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の入所者数から2%以上削減する。

【埼玉県の考え方】

- ・「地域移行者数」は国と同様9%以上とするが、「障害者施設入所者の削減数」の目標については、県内の入所待機者が年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などにより地域生活が困難な人が多数入所待ちしている状況であるため、設定しない。

【町の考え方と目標】

①施設入所者の地域生活移行者数に関する目標

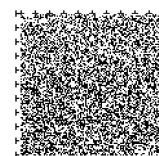
○第4期計画の実績等を踏まえ、平成28年度末時点における施設入所者のうち、平成32年度末までに地域生活へ移行する人数を1人(1.9%)以上とします。

□成果目標の設定

平成28年度末の施設入所者数	【目標値】平成32年度末までの地域生活移行者数の見込
52人	1人(1.9%)

②施設入所者数の削減に関する目標

○本町では入所待機者がいる実情を踏まえ、施設入所者の削減数の目標については設定しないこととします。



2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- ・平成32年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。複数市町村による共同設置でも差し支えない。

【埼玉県考え方】… 国と同様

【町の考え方と目標】

- 埼玉葛北地区地域自立支援協議会と連携し、平成32年度末までの設置を目標とします。

3 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

- ・平成32年度末までに、各市町村又は各圏域に地域生活支援拠点を少なくとも一つ整備することを基本とする。

【埼玉県考え方】… 国と同様

【町の考え方と目標】

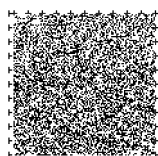
- 埼玉葛北地区地域自立支援協議会と連携し、平成32年度末までの整備を目標とします。

4 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- ・平成32年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上にする。
- ・平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度実績から2割以上増加する。
- ・就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とする。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を8割以上とする。

【埼玉県考え方】… 国と同様



【町の考え方と目標】

（１）就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

○平成 32 年度までに町内就労支援事業所（移行、継続 A 型・B 型）における一般就労者数を年間 6 人以上とします。

□一般就労移行者数の目標

【実績】平成 28 年度	【目標値】平成 32 年度
4 人	6 人

（２）就労移行支援の利用者数に関する目標

○平成 32 年度末の就労移行支援事業所の利用者数を 21 人以上とします。

□就労移行支援事業の利用者数の目標

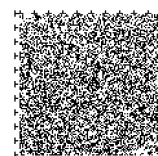
【実績】平成 28 年度末	【目標値】平成 32 年度
17 人	21 人

（３）就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標

○現在、町内に就労移行支援事業を提供する事業所はありません。このため、今後も事業者に対して必要な情報提供を図り、新たな事業者の参入を促進します。また、現在周辺自治体にある就労移行支援事業所を利用している方の就労移行率が高まるよう支援に努めます。

（４）就労定着支援による職場定着率に関する目標

○就労定着支援事業所の利用者について、各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を、8 割以上とすることを基本とします。



5 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ・平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。圏域での設置であっても差し支えない。
- ・平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ・平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。圏域での設置であっても差し支えない。
- ・平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。圏域での設置であっても差し支えない。

【埼玉県の考え方】… 国と同様

【町の考え方と目標】

(1) 児童発達支援センターの整備

○埼玉北地区地域自立支援協議会の圏域内において、平成32年度末までに設置を目標とします。

(2) 保育所等訪問支援の利用促進

○すでに圏域内で保育所等訪問支援を実施する事業所が設置されているため、より一層の利用促進を図ります。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保

○埼玉北地区地域自立支援協議会の圏域内において、平成32年度末までに設置を目標とします。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

○埼玉北地区地域自立支援協議会の圏域内において、平成30年度末までに設置を検討します。

